競争参加者の資格に関する公示

「新田原（８）屋外試運転場新設土木工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和８年10月23日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　小長　大輔

１　工 事 名　新田原（８）屋外試運転場新設土木工事

２　工事場所　宮崎県児湯郡新富町

３　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
・屋外試運転場新設
（造成工事　約1,000m3、コンクリート舗装工事　約2,000m2、擁壁工事　約70m、撤去工事　一式）
※加速化事業　現場作業完了年月日は、令和10年２月28日まで

４　工期　契約締結日の翌日から令和10年６月30日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付
(1) 交付期間　入札公告日から開札日の前日までの行政機関の休日に関する法律　（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで（正午から午後１時までの間を除く）。ただし、最終日は午後５時まで。
(2) 交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp/
(3) 交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文 書 類：PDF
申請書類：Word 、Excel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
(4) 使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
(5) その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。詳細については、「入札公告（建設工事）」（令和８年10月23日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）（以下「入札公告」という。）４(2)オによる。
(6) 担当部局
〒862－0901
熊本県熊本市東区東町１－１－11

熊本防衛支局　総務課　契約室
TEL 096－368－2174
FAX 096－368－0512
メールアドレス　ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
電子メールの１送信の上限が８MB 程度であるため、８MB を超える場合は、電子メールを分割すること。

(7) その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

(1) 提出期間　令和８年 10 月 23 日から同年 11 月６日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2) 提出場所　上記５(6)に同じ。

(3) 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）、又は託送（配達状況が記録されるものに限る。）若しくは電子メールにより提出する。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で令和７・８年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の入札公告に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「 舗装工事 」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「 舗装工事 」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の等級）が「　Ａ　」であること。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「　Ｂ　」以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次に示す同種又はより同種工事について、「元請けとして平成 23 年４月１日以降入札公告日までに完成・引渡しが完了した国内における、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事」又は「防衛省発注の建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事」（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）を施工した実績を有すること。

・同 種 工 事：車両を対象としたコンクリート舗装工事

・より同種工事：航空機を対象としたコンクリート舗装工事

ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

イ　代表者以外の構成員は、同種工事として平成 23 年４月１日以降入札公告日までに、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかを施工した実績を有すること。

(ｱ) 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、車両を対象としたコンクリート舗装工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

(ｲ) 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、車両を対象としたコンクリート舗装工事。ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとする。

ウ　「　舗装工事　」について建設業法の許可を有しての営業年数が５年以上であること。

エ　監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「　舗装工事　」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了してい

ないとき又は上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「新田原（８）屋外試運転場新設土木工事　○○建設・○○建設・○○建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の入札公告に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。